

# 離婚のときに考えること

## 子どもの成長と気持ちのために

### ～養育費と親子交流～



離婚は、人生の大きな出来事です。負担も大きい中ですが、お子さんがいる場合は、子どもにとっても、大きな影響がある出来事です。

子どもが、親の離婚を乗り越えて、成長していくために、親として、子どものための条件を決めるときは、子どもの気持ちを第一に考えながら、離婚後のことを取り決めていきましょう。そのときの参考に、このパンフレットをご利用ください。

離婚届を  
出す前に  
P.1

子どもの  
気持ち  
P.2

養育費とは  
P.7

親子交流  
とは  
P.8

子どもの  
養育に関す  
る合意書  
P.8

大津市の  
養育費確保  
の支援  
P.12

ひとり親  
家庭の支援  
P.13

相談窓口  
P.15

## ～ 目 次 ～

- ・ 離婚届を出す前にチェックしてみましょう  
離婚届を出す前に… …… P.1
- ・ お子さんの気持ちを考えてみましょう  
子どもの気持ち …… P.2
- ・ 養育費について知りたい  
養育費とは? …… P.7
- ・ 親子交流について知りたい  
親子交流とは? …… P.8
- ・ 合意書を作成してみましょう  
子どもの養育に関する合意書 …… P.8
- ・ 養育費確保の支援を活用しよう  
大津市の養育費確保の支援 …… P.12
- ・ 生活や子育てについて相談したい  
ひとり親家庭の支援 …… P.13  
相談窓口 …… P.15

## 離婚届を出す前に・・・

- 離婚の気持ちは変わりますか。  
↓
- 未成年の子どもがいますか。  
↓
- 子どものために取り決めるべきことは、決めましたか。  
↓
- 子どものための条件を決めるときは、子どもの気持ちを第一に考えましたか。

☆あなたご自身が健康に生活されることが、子どもの安全・安心につながります。

☆あなたの選択した人生を、いきいきと生きることが大切であり、そのための離婚であることが望ましいことです。

☆生活などでつらいことがあれば、ご相談ください。

★DV や虐待などがある場合は、あなたやお子さんの安全を守るために特別な配慮が必要です。すぐに関係機関に相談してください。

## 【ご相談・お問い合わせ】

大津市役所 福祉部 子ども未来局 子ども家庭課／大津市母子家庭等就業・自立支援センター  
〒520-8575 大津市御陵町3番1号 TEL 528-2686／522-0220

子どもの不安を少しでも取り除くために、次のようなことが大切だと言われています。一度、チェックしてみませんか。

- 子どもの前で、相手のことを悪く言ったりしない。
- 子どもに、「離婚はあなたのせいではない」と伝える。
- 子どもの気持ちや言いたいことを、きちんと聞く。
- 生活の上で大きな変更は、あらかじめ子どもに伝える。
- 離婚については、子どもの年齢や気持ちに配慮している。
- 子どもと一緒に過ごす時間をもつ。
- 子どもの成長に関心を向ける。

## 子どもの気持ち

※ここに書かれているのは、あくまで参考です。  
子どもそれぞれの状況や個性をみながら対応してください。

### 1 「子どもの前で、けんかをしない」



離婚のことを決めるとき・・・

- 子どもの前で、けんかをしない。
- 子どもの前で相手のことを悪く言わない。  
→ 子どもにとってはどちらも同じ大切な親、離婚と子どもの養育は切り離して考えてみましょう。  
子どもは、自分の親を悪く言われていると自分のことを肯定できなくなることがあります。
- 子どもに「離婚してもいい？」とか「どっちが正しいと思う？」などの質問はしない。  
→ 離婚はあなたの人生の選択です。子どもの気持ちを聞くときも、辛い選択をさせることは避けましょう。

離婚届を出す前に

子どもの気持ち

養育費とは

親子交流とは

子どもの養育に関する合意書

大津市の養育費確保の支援

ひとり親家庭の支援

相談窓口

## 2 「離婚はあなたのせいじゃない」

離婚届を  
出す前に

子どもの  
気持ち

養育費とは

親子交流  
とは

子どもの  
養育に關する  
合意書

大津市の  
養育費確保  
の支援

ひとり親  
家庭の支援

相談窓口



離婚のことを伝えるとき・・・

- ・離婚は子どもが原因ではないことを伝える。
- ・子どもの話（気持ち）をゆっくり、何度でも聞く。子どもが小さくても同じ。
- ・子どもが自分の気持ちを表現できる場面を作る。
- ・大きな生活の変化は子どもに伝える。

→ 子どもに離婚のことを伝えるときには、年齢に応じた伝え方で、本当のことを伝え、心の準備ができるようにしましょう。たとえ、小さい子どもであっても、大人が思っているより、親が真剣に話してくれたことを理解します。

→ 離婚後も、お母さん、お父さんは、あなたを大切に思い、育てていくこと、必要なときにはそばにいることを伝える。子どもの視点から離婚を考える。

「子どもへの愛情は、言葉やスキンシップで伝えましょう」

## 3 「養育費ってなぜいるの？」

養育費がないと・・・

- ・生活費の不足から、子どもが十分な食事をとれないことがあります。
  - ・経済的な理由で進学をあきらめることがあります。仲間の輪に入りにくいことがあります。
  - ・一緒に暮らす親が生活費のために無理をしていることがあります。
  - ・養育費を払ってくれない＝子どもは「自分のことはどうでもいいの？」と感じます。
- 離婚しても子どもの養育には責任があります。子どもの成長に責任をもち、子どもの成長のため、子どもが離れている親の愛情を感じられるためにも、養育費は支払いましょう、受け取りましょう。

詳しくはP.7へ





## 4 「やっぱり会いたい～親子交流」



- ・ 離れて暮らしている親も、子どもに会いたい。
  - ・ 子どもも離れて暮らす親に会いたい。
  - ・ 年齢に応じて相談したり、遊んだりしたい。
  - ・ 会ったときには相手のことを悪く言わない。
  - ・ 会えないときは写真や手紙、SNS などを使って成長の様子を知らせることもできる。
- 親が、たくさん話を聞いて、話してくれると、子どもは自分が愛されていることを実感できます。
- お互いに協力的であれば、子どもは安心して会うことができます。

「親子交流は、子どもの気持ちや安全が第一です」

詳しくは P.8へ

うちの子はわかってくれているから大丈夫？

- ・ 表に出さないだけで、本当はつらいのかも。
  - ・ 親が悲しむので、本当の気持ちは言わないのかも。
- うちの子はわかってくれていると考えず、話す機会をつくりましょう。

学校が変わること、友達と離れることについてなど、子どもの気持ちを聞きましょう。

## 5 「うちの子は大丈夫」



離婚届を出す前に

子どもの気持ち

養育費とは

親子交流とは

子どもの養育に関する合意書

大津市の養育費確保の支援

ひとり親家庭の支援

相談窓口

## 子どもの年齢に応じた接し方



### 乳幼児期の本当に小さな子どもたちには？

子どもは幼いほど、まわりの緊張した雰囲気敏感です。お母さんとお父さんが子どもの前でけんかをしたりすると、子どもは怖くなったり、不安になったりします。お父さん、お母さんは、ご自身のストレスや怒り、気持ちの落ち込みがあっても、それによって子どもの方に気持ちが回らなくなることはないよう、ご自身の情緒の安定をはかるようにしましょう。

また、子どもに対しては、スキンシップをたくさんすることで、十分な関心と愛情を示してあげましょう。



### 就学前後の子どもたちには？

親の離婚に伴って、子どもの苗字が変わることがあります。特に就学前後の場合、どのタイミングで苗字が変わるのが、子どもに一番負担にならないかを考えましょう。

名前が変わることの意味がわかってくる年頃なので、保育園・幼稚園・学校などとも必要があれば相談してみましよう。対応してもらえることがあります。



### 思春期の子どもたちには？

思春期には情緒が不安定になることが多くみられます。

父母の離婚に対して、反抗したり、憂鬱になったり、孤独を感じたり、時には成績が下がったり、登校拒否や家出などをすることもあります。逆に親の代わりをしようとしたり、優等生になったり、家事にも責任をもつなど「背伸び」をする子どももいます。いろいろな子どもの変化をしっかりと受け止めましょう。

子どもがあなたを攻撃することがあっても、すぐに反論するのではなく、まず子どもの話を聞いてください。子どもには子どもなりの言い分や考えがあります。それをよい機会ととらえ、事情に応じて、子どもに謝ることも必要かもしれません。

離婚後の生活設計を決めるときには、子どもも参加して一緒に考え、子どもの意見を取り入れるなど、子どもが自分を「離婚の被害者」であると感じてしまわないような配慮もしてあげてください。

離婚届を出す前に

子どもの気持ち

養育費とは

親子交流とは

子どもの養育に関する合意書

大津市の養育費確保の支援

ひとり親家庭の支援

相談窓口

離婚のときに、養育費を支払わない、受け取らない気持ちは、  
次のようなものではないですか？

【支払わない理由】

- 一緒に住んでいないのだから、払う必要はない
- 会えないなら、払わない
- 養育費を払うほど収入がない、払う気持ちがない
- 再婚して、新しい家庭ができたので、払わない



【受け取らない理由】

- 相手とは関わりたくないから、養育費もいらない
- 相手から払わないと言われた、お金がないと言われたので仕方ない
- 子どもに会わせたくないから、養育費はもらわない

**本当にこれでいいのでしょうか？**



養育費は、法律上支払うべきものとされています。  
離婚は、お互いに大きな負担があります。  
現実には、さまざまな事情で、今後のことを決められない方もおられる  
でしょう。

**すぐには取り決めが無理な方も、必要となった場合は、取り決めなおすことができます。**

離婚届を  
出す前に

子どもの  
気持ち

養育費とは

親子交流  
とは

子どもの  
養育に関する  
合意書

大津市の  
養育費確保  
の支援

ひとり親  
家庭の支援

相談窓口



# ～養育費と親子交流～



離婚届を出す前に
子どもの気持ち
<b>養育費とは</b>
親子交流とは
子どもの養育に関する合意書
大津市の養育費確保の支援
ひとり親家庭の支援
相談窓口

## 養育費の分担と親子交流について取り決める

子どもの成長のために、離婚の際に親が話し合っておくべきことに、「養育費の分担」と「親子交流」があります。

「養育費」は子どもの生活を支えるもの、「親子交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。

可能であれば、「子どもの養育に関する合意書」を作成してみましょう。合意書は、現在だけでなく将来にわたって、子どものために何をしていくのかを、互いに確認し合うものです。お互いに納得した結論にしましょう。無理のない内容にしましょう。自然な気持ちで、誠実に実行しましょう。

また、「公正証書」の形で取り決めに残しておく方法もあります。公証役場に行って自分たちで決めたことを公証人に証明してもらいます。公正証書があれば、取り決めたことが実施されないときに強制執行の手続きを取ることができます。

民法で、協議離婚の際に定めるべき事項に「養育費の分担」と「親子交流」があること、その取り決めのするときは、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが明記されています。

また、令和2年の民事執行法等の一部改正で、債務者の財産開示手続の見直し、第三者からの情報取得手続の新設がありました。

※DV や虐待などがある場合は、あなたやお子さんの安全を守るために特別な配慮が必要です。すぐに関係機関に相談してください。

### 養育費とは？

養育費とは、親のためではなく、子どものためのものです。

子どもを監護・教育するために必要な費用で、一般的に言えば、未成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。

親として、子どもの生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の負担は、子に対する法律上の義務であり、別れて暮らす親子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

大津市では養育費確保のための支援を行っており、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用などを補助しています。

(事前相談が必要) (詳しくはP.12へ)

#### ☆参考1 養育費は他の費用と別に考えることをお勧めします。

例えば、住宅ローンが養育費がわり、と決めるのではなく、養育費のことは養育費として金額を決め、住宅ローンのことは別に考えます。

お金のやりとりの方法として、差し引きしてやりとりすることもあります。養育費は別に金額などを決めておく方がいいでしょう。



## 親子交流とは？

離婚後あるいは別居中に、別れて暮らす親子が定期的、継続的に会って話したり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することを「親子交流」といいます。

両親は離婚して他人になっても、子どもにとって、親はともにかげがえのない存在です。子どもは、口に出さなくても、心の底では両方の親から愛されたいと願っているのです。養育費が別れて暮らす子への経済的支援だとすれば、親子交流は、精神的支援であり、いずれも親と子の絆を強めるものです。子どもの成長にとっても大きな力になるでしょう。

親子交流の取り決めは、強制執行になじみませんから、父母は子の成長のために、より良い親子交流を実現するように協力する必要があります。お互いに、十分納得した取り決めをするべきでしょう。

### ☆参考2 養育費と親子交流は別に考えましょう。

「養育費を払わないなら親子交流はさせない」といった、交渉に使うべきではありません。

親と離れて暮らさなければならなくなったのに、会うことすらできなくなるのは、離れて暮らす親に会いたいと思う子どもにとってはつらいことです。

子どもが会いたいと思い、子どもの福祉に反しない限りは、親子交流は続けましょう。直接会わせることが難しいような事情がある場合には、写真を送ったり、メール、手紙などで様子を知らせたりする方法もあります。

※「養育費」と「親子交流」についての詳細や、「子どもの養育に関する合意書」の作成、Q&Aについて、法務省ホームページに詳しいパンフレットの掲載があります。

法務省『こどもの養育に関する

合意書作成の手引きとQ&A』 はこちら 

**「子どもの養育に関する合意書」の作成**



- ★合意書は、市に提出していただくものではありません。
- ★合意書を作成しなくても、離婚届は受理されます。
- ★合意書のみでは、差し押さえ等はできませんが、調停・裁判・公正証書作成などの際の重要な資料として活用できます。
- ★この参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる事項を記載しているものです。  
双方がお子さんの立場に立って、状況に応じて充実した内容を取り決めてください。
- ★合意書作成後、お互いに住所や勤務先、勤務地、連絡先が変わった場合には、知らせあうようにしましょう。  
(約束として特記事項に記載しておきましょう。)
- ★弁護士に相談したいときには・・・  
滋賀弁護士会、法テラス滋賀、市の無料弁護士相談など  
(P.15の相談窓口を参照してください)

離婚届を  
出す前に

子どもの  
気持ち

養育費とは

親子交流  
とは

子どもの  
養育に関する  
合意書

大津市の  
養育費確保  
の支援

ひとり親  
家庭の支援

相談窓口

## 子どもの養育に関する合意書

### 1. 親権

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父・母
第2子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父・母
第3子	ふりがな	男・女	年 月 日生	父・母

### 2. 養育費

[ 父・母 ]は[ 父・母 ]に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額 円	□毎月( )日まで □( )まで	□この取り決めから □( )から	□満( )歳の誕生日まで □( )歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで
第2子	月額 円	□毎月( )日まで □( )まで	□この取り決めから □( )から	□満( )歳の誕生日まで □( )歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで
第3子	月額 円	□毎月( )日まで □( )まで	□この取り決めから □( )から	□満( )歳の誕生日まで □( )歳に達した後の3月まで □以下の学校を卒業するまで □高校 □大学 □( )まで

その他(入学・進学・習い事・入院や手術にかかる費用等の負担について)

養育費の支払方法(口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。)

	第1子	第2子	第3子
金融機関名			
本・支店名	店	店	店
口座の種類	普通 その他( )	普通 その他( )	普通 その他( )
口座の番号			
口座の名義			
その他			

### 3. 親子交流

子どもの親子交流(離れて暮らす父や母が子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること)については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡先
□子どもが望むときいつでも □( )週間に( )回程度 日帰り( )時間程度 宿泊( )泊程度 □( )ヶ月に( )回程度 日帰り( )時間程度 宿泊( )泊程度 □手紙や電話など( )	□公園・近隣施設など □面会する親の自宅 □その都度協議 □( )	□メール □手紙 □電話 □FAX □( )を通じて □( )
その他特記事項		

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

年 月 日

父

氏名	印	電話 ( )
		メール ( )
住所	〒	緊急連絡先 ( )

母

氏名	印	電話 ( )
		メール ( )
住所	〒	緊急連絡先 ( )

## 子どもの養育に関する合意書 (記入例)

### 1. 親権

子どもの親権については以下のとおりとします。

	名前	性別	生年月日	親権者
第1子	ふりがな おおつ たろう <b>大津 太郎</b>	男・女 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	平成28年 6月 20日生	父・ <input checked="" type="radio"/> 母
第2子	ふりがな おおつ さくら <b>大津 さくら</b>	男・女 <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女	平成30年 4月 10日生	父・ <input checked="" type="radio"/> 母
第3子	ふりがな おおつ すみれ <b>大津 すみれ</b>	男・女 <input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女	令和 2年 2月 1日生	父・ <input checked="" type="radio"/> 母

### 2. 養育費

[父・母]は[父・母]に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払うこととします。ただし、父母の経済的事情が変更した場合には、協議の上変更することとします。

	養育費の額	養育費の支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	月額 20,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 ( 25 ) 日まで <input type="checkbox"/> ( ) 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> ( ) から	<input checked="" type="checkbox"/> 満 ( 20 ) 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> ( ) 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> ( ) まで
第2子	月額 20,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 ( 25 ) 日まで <input type="checkbox"/> ( ) 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> ( ) から	<input checked="" type="checkbox"/> 満 ( 20 ) 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> ( ) 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> ( ) まで
第3子	月額 20,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 ( 25 ) 日まで <input type="checkbox"/> ( ) 日まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めから <input type="checkbox"/> ( ) から	<input checked="" type="checkbox"/> 満 ( 20 ) 歳の誕生日まで <input type="checkbox"/> ( ) 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> 以下の学校を卒業するまで <input type="checkbox"/> 高校 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> ( ) まで

その他 (入学・進学・習い事・入院や手術にかかる費用等の負担について)

- ・小学校への入学には祝金として、10万円を支払う。その後の進学については、双方協議する。
- ・入院・手術に要する医療費は、双方が半額ずつ負担する。

養育費の支払方法 (口座振込の場合にかかる手数料は、支払者が負担します。)

	第1子	第2子	第3子
口座振込	金融機関名 <b>大津銀行</b> 本・支店名 <b>市役所支</b> 店 口座の種類 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> その他 ( ) 口座の番号 <b>12345</b> 口座の名義 <b>オオツ ハナコ</b>	金融機関名 <b>大津銀行</b> 本・支店名 <b>市役所支</b> 店 口座の種類 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> その他 ( ) 口座の番号 <b>12345</b> 口座の名義 <b>オオツ ハナコ</b>	金融機関名 <b>大津銀行</b> 本・支店名 <b>市役所支</b> 店 口座の種類 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> その他 ( ) 口座の番号 <b>12345</b> 口座の名義 <b>オオツ ハナコ</b>

その他

### 3. 親子交流

子どもの親子交流 (離れて暮らす父や母が子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること) については、以下のとおりとします。

交流の頻度と方法	交流の場所	父母の連絡先
<input type="checkbox"/> 子どもが望むときいつでも <input checked="" type="checkbox"/> ( 1 ) 週間に ( 1 ) 回程度 日帰り ( 3 ) 時間程度 宿泊 ( ) 泊程度 <input checked="" type="checkbox"/> ( 6 ) ヶ月に ( 1 ) 回程度 日帰り ( ) 時間程度 宿泊 ( 2 ) 泊程度 <input type="checkbox"/> 手紙や電話など ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 公園・近隣施設など <input type="checkbox"/> 面会する親の自宅 <input type="checkbox"/> その都度協議 <input type="checkbox"/> ( )	<input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 手紙 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> ( ) を通じて <input type="checkbox"/> ( )

その他特記事項

- ・毎週日曜日午前11時に△△公園で待ち合わせ。詳細については、メールで協議する。
- ・誕生日には、手紙などを添えたプレゼントを贈る。
- ・遠方への転勤など事情が変わった場合は、再度協議する。

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

令和 5年 4月 1日

父

氏名	<b>大津 一郎</b> <input checked="" type="radio"/> 大津 印	電話 ( 090-△△△△-□□□□ ) メール ( .....@..... ) 緊急連絡先 ( )
住所	〒520- <b>大津市〇〇町3番1号</b>	

母

氏名	<b>大津 花子</b> <input checked="" type="radio"/> 花子 印	電話 ( 090-〇〇〇〇-△△□□ ) メール ( .....@..... ) 緊急連絡先 ( )
住所	〒520- <b>大津市△△△-丁目3番2号</b>	

# 「子どもの養育に関する合意書」の作成

「子どもの養育に関する合意書」は父母お互いが約束事を証明する文書で、双方が署名することにより2人の間での契約書となります。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。なお、市に提出していただくものではありません。

## 1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子がいる夫婦の離婚では、離婚届を提出する際、子それぞれの親権者を決める必要があります。

どちらの親が子どもを主に育てるのがよいでしょうか。子どもの幸せと安定的な生活を優先して考えましょう。

## 2 養育費

親権者を決めるのと並行して、金額・支払時期・支払期間・支払方法などを具体的に決めておきましょう。

養育費は、子どものためのものです。子どもと離れて暮らす親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと決めておきましょう。

### (1) 養育費の額

父母で話し合っ決めてますが、折り合いがつかない場合は、東京・大阪養育費等研究会が策定した「養育費算定表」が参考になります。

東京・大阪の家庭裁判所のホームページに「養育費算定表」は公表されています。子どもが複数の場合には、それぞれの額を決めておきましょう。

### (2) 養育費の支払時期

支払いの時期を決めてください。毎月決めた日までに支払いましょう。

### (3) 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

### (4) 養育費の支払方法

支払方法（口座振込など）を決めておきましょう。複数の子どもがいる場合は、それぞれについて決めておくことよいでしょう。

### (5) その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料、医療費などの臨時的な費用負担等についても決めておくことよいでしょう。

## 3 親子交流

親子交流は、子どものためのものです。子どもにとってどのような親子交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

### (1) 交流の頻度と方法

週または月に何回、何時間、宿泊（何泊程度）、手紙や電話のやり取りをするかなどを決めておきましょう。

### (2) 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

### (3) 父母の連絡方法

連絡方法を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

### (4) その他の特記事項

事情が変わった場合は再度協議することや、誕生日のプレゼントや交通費等の費用負担などについても決めておくことが望ましいでしょう。





# 大津市の養育費確保の支援

大津市では、ひとり親家庭等の方の養育費の確保を支援しています！！

※どちらの補助金も事前相談が必要です。

## ○養育費に関する公正証書等作成支援補助金

大津市では、養育費の取り決めは子どもの大切な権利であると考え、その受け取りを確実なものにするため、公正証書の作成や、養育費の支払いについての調停の申し立てに必要な費用の一部を補助しています。

### 対象者

大津市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- 作成時点で大津市に居住していること
- 養育費の取り決めに係る経費を負担していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- 同一の子どもに対して、過去に養育費に関する公正証書等作成支援に関する補助金の支給を受けていないこと

### 対象となる経費

- 公証人手数料令に定められた公証人手数料（養育費に関する部分のみ）
- 養育費を取り決めるための調停申立に要した収入印紙代、戸籍謄本などの添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

### 補助額

対象経費の全額（上限3万円）

## ○養育費保証契約促進補助金

元パートナーからの養育費の集金代行や、支払いが滞った際の立替払いを行う「養育費保証契約※」を利用されるひとり親に対し、大津市では、契約時の保証料に相当する額を補助しています。（※民間保証契約のひとつです。公的な制度ではありません。）

### 対象者

大津市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- 養育費保証契約時点で、大津市に居住していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること
- 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満）を現に扶養していること
- 同一の子どもに対して、過去に同様の補助金の支給を受けていないこと
- 福祉医療費助成の所得制限内であること

### 対象となる経費

- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を結んだ際の初回保証料

### 補助額

対象経費の全額（上限5万円）

離婚届を出す前に

子どもの気持ち

養育費とは

親子交流とは

子どもの養育に関する合意書

大津市の養育費確保の支援

ひとり親家庭の支援

相談窓口

## ひとり親家庭の支援

離婚届を  
出す前に

ひとり親家庭のみなさんの生活、子育てを支援する主な制度を紹介します。  
詳細については、それぞれの関連部署にお問い合わせください。

子どもの  
気持ち

### ★児童扶養手当

父母の離婚等により父親・母親と生計をともにしていない児童の母・父 または母・父にかわってその児童を養育している方、あるいは父・母が身体などに重度の障害がある児童の母・父に対して支給します。

（「児童」とは18歳到達の年度末まで、または20歳未満で心身におおむね中度以上の障害のある児童をいいます。）

前年の所得や公的年金受給などにより支給制限する場合があります。

詳しくは、子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

養育費とは

親子交流  
とは

### ★児童手当

中学校修了前の児童を養育している方に支給します。

手当の額は0歳から3歳未満の児童は一律月額 15,000 円。3歳以上から小学校修了前の第1子、第2子は月額 10,000 円、第3子以降（18歳到達後最初の3月31日までの児童から数えます）は月額 15,000 円。

中学生は一律月額 10,000 円。

所得制限があります。所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合、児童一人につき月額 5,000 円が支給されます。所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。離婚された場合は、子を育てる方に切り替えましょう。

詳しくは、子ども家庭課 管理給付係 ☎528-2804

子どもの  
養育に関す  
る合意書

ひとり親  
家庭の支援

### ★就労に関する給付金

安定した就労のために資格を取得する際に支給される給付金の制度があります。

#### ・高等職業訓練促進給付金（事前相談が必要）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に役立つ資格（看護師、保育士、介護福祉士など）を取得するため、養成機関で原則1年以上修業する際に、生活費の一部を支給します。

#### ・自立支援教育訓練給付金（事前の相談、講座指定が必要）

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に有利な資格を取得するために、教育訓練を受講する際を受講料の一部を支給する給付金です。

雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格を有している方は、教育訓練給付金の申請も併せて必要となります。

#### ・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（事前の相談、講座指定が必要）

母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童が、民間事業者等が実施する高卒認定試験合格のための講座を受講する際を受講料の一部を支給する給付金です。なお、高校へ通う学費は対象外となります。

詳しくは、子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

相談窓口

### ★母子父子寡婦福祉資金貸付制度（事前相談が必要）

母子家庭、父子家庭、寡婦の方が経済的に困りのとき、安心して生活できるように、修学資金、就学支度資金などの貸付を行っています。

貸付を受けるには、一定の要件と審査が必要です。貸付までに2～3ヶ月かかりますので、お早めにご相談ください。

詳しくは、子ども家庭課 家庭福祉係 ☎528-2686

### ★就労相談（大津市母子家庭等就業・自立支援センター）

母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭等の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、求人情報の提供や就労相談、就業支援講習会などを行っています。

詳しくは、大津市母子家庭等就業・自立支援センター ☎522-0220

### ★養育費相談（大津市母子家庭等就業・自立支援センター）

母子家庭等就業・自立支援センターでは、離婚に関する相談、養育費確保に向けた支援や離婚前の相談も行っています。

#### ・弁護士等による法律相談

ひとり親家庭等の方や20歳未満の児童を養育していて離婚を考えている方に無料の法律相談を行っています。（P.15参照）

#### ・養育費に関する公正証書等作成支援補助（事前相談が必要）

ひとり親家庭等の方が、養育費の取決めに関する公正証書の作成費用や養育費の支払いについての調停の申し立てに必要な費用の本人負担分を一部補助します。（P.12参照）

#### ・養育費保証契約促進補助（事前相談が必要）

ひとり親家庭等の方が、保証会社との間に養育費保証契約を締結するために要する費用を補助します。（P.12参照）

詳しくは、大津市母子家庭等就業・自立支援センター ☎522-0220

### ○就学援助費

大津市教育委員会では、市立小中学校、市内国立小中学校、滋賀県立中学校に就学している子どもや、4月から同上学校への入学予定者の子どもがいる家庭で児童扶養手当を受給しているなどの条件を満たす方に、学用品費や給食費等の学校で必要な費用の援助を行っています。

詳しくは、教育委員会事務局 学校教育課 ☎528-2967

### ○ひとり親家庭等医療費助成

医療保険各法の被保険者および被扶養者である母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童（「児童」とは、18歳到達の最初の年度末まで、または20歳未満で高等学校に在学している児童をいいます。）等に、医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、対象とならないことがあります。

詳しくは、保険年金課 医療助成係 ☎528-2653

離婚届を出す前に

子どもの気持ち

養育費とは

親子交流とは

子どもの養育に関する合意書

ひとり親家庭の支援

相談窓口

## 相 談 窓 口

### ★大津市役所

相談の種類	相談の内容	相談の日時	問合せ先
ひとり親家庭の悩み相談	ひとり親が抱える生活などの悩み相談	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	子ども家庭課 ☎528-2686
女性相談	女性の悩み相談 DV相談など		
子どもの虐待相談 子どもを含む家庭の相談	児童虐待に関することや 18歳未満の子どもと家庭に関する相談など	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	子ども・子育て安心課 ☎528-2688
弁護士等による法律相談	ひとり親家庭や離婚前の 養育費等に関する弁護士、 司法書士による相談	【要事前相談】 月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日・年末年始除く)	大津市母子家庭等就業 ・自立支援センター (子ども家庭課内) ☎522-0220
	弁護士による相続や離婚、 親権、養育費、金銭問題、 借地借家問題などの相談	第1～第4水曜日 第1・第3金曜日 9時～12時 13時～16時	市民相談室 ☎528-2666 (要予約)
女性のための法律相談	女性弁護士による相続や 離婚、親権、養育費、金銭問題、 借地借家問題などに関する相談	第1・第3火曜日 13時～16時 第2・第4火曜日 9時～12時	市民相談室 ☎528-2666 (要予約)

◆滋賀弁護士会(経済的に余裕のない方への無料の法律相談を行っています。まずはお訊ねください。)

予約電話番号 522-3238

予約受付時間 月曜日～金曜日(年末年始を除く) 9時30分～12時、13時30分～16時

◆法テラス滋賀(経済的に余裕のない方への無料の法律相談を行っています。まずはお訊ねください。)

予約電話番号 050-3383-5454

予約受付時間：月曜日～金曜日(年末年始を除く) 9時～17時

### ★その他の機関

◆養育費等相談支援センター

電話相談 03-3980-4108 0120-965-419 (携帯電話使用不可)

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日(年末年始を除く) 10時～20時

水曜日(年末年始を除く) 12時～22時 土曜日/祝日(年末年始を除く) 10時～18時

メール相談 [info@youikuhi.or.jp](mailto:info@youikuhi.or.jp) (迷惑メール拒否設定は解除しておいてください)

※相談から一週間経過後しても回答が届かない場合は、電話でお問合せください

◆公益社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室(有料)

☎06-6943-6783

受付時間：月曜日～金曜日(年末年始、祝日を除く) 10時～16時